

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(神奈川県担当部会)**

**平成 29 年6月7日答申分**

## **○答申の概要**

**(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件**

**厚生年金保険関係 3件**

**(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600410 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1700034 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年9月1日から平成26年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年9月から平成26年8月までの標準報酬月額については、28万円から30万円とする。

平成24年9月から平成26年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年9月から平成26年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和39年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年9月1日から平成26年9月1日まで

私が、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が給与支払額に比べて、低額で記録されている。調査の上、請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主から提出された賃金台帳（写）により、請求者は、請求期間について、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（28万円）より高い報酬月額の支払を受け、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年9月から平成26年8月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し提出しておらず、訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者に係る当該期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生

年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600412 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1700035 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年9月1日から平成26年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年9月から平成26年8月までの標準報酬月額については、22万円から24万円とする。

平成24年9月から平成26年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年9月から平成26年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和55年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年9月1日から平成26年9月1日まで

私が、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が給与支払額に比べて、低額で記録されている。調査の上、請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主から提出された賃金台帳（写）により、請求者は、請求期間について、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（22万円）より高い報酬月額の支払を受け、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年9月から平成26年8月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し提出しておらず、訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者に係る当該期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生

年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600411 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1700036 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年9月1日から平成26年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年9月から平成26年8月までの標準報酬月額については、26万円から30万円とする。

平成24年9月から平成26年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年9月から平成26年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和49年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年9月1日から平成26年9月1日まで

私が、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が給与支払額に比べて、低額で記録されている。調査の上、請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主から提出された賃金台帳（写）及び通勤手当に関する資料（写）により、請求者は、請求期間について、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（26万円）より高い報酬月額の支払を受け、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（32万円）より低い標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳（写）により確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年9月から平成26年8月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し提出しておらず、訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者に係る当該期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600427 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1700033 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 10 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 39 年 4 月から昭和 41 年まで

私は、昭和 39 年 4 月から昭和 41 年までのうち、約 1 年間、B 社の中に所在していた A 社の作業場に勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、B 社内の作業場における上司の姓名を記憶しているところ、オンライン記録において、当該人物の A 社に係る被保険者記録が確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、請求者が、B 社の中に所在していた A 社の作業場に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、請求者が姓名又は姓を記憶している複数の従業員は、いずれも死亡しているか、又は連絡先が不明である上、請求期間において、A 社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員 27 名に照会し、16 名から回答を得たが、全員が請求者を記憶していないと回答している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の「事業主」欄に記載されている 2 名は、オンライン記録により、既に死亡していることが確認でき、オンライン記録において、同社の名称変更後の事業所であることが確認できる C 社は、請求者の A 社に係る資料を保管していない旨を回答している上、請求者も給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。